

真宗と平和

——靖国問題を中心として——

尾畠文正

(1)

真宗仏教と現代社会との関わりについては、『同朋大学論叢』（第76号・81/82合併号）に「真宗仏教と現実社会—宗教的生命の回復を求めてー」と題して論考を四回にわたって筆者は発表している。また『同朋仏教』（第25/26合併号）に「真宗と平和一本願文に学ぶ非戦の原理ー」と題して、特に平和学の立場から真宗仏教と現代社会との関わりについて考察してきた。今回、より現実的に平和の問題を宗教の側から考察し、現実社会の反平和的な動向に注目して、靖国思想と浄土思想という枠組みの中から「真宗と平和」について、具体的現実的な問題である靖国思想の批判的考察を通して問題提起してみたい。

ここでいうところの靖国思想とは、明治の時代に創建された靖国神社が近代日本社会の中で象徴的に果たしてきた、日本国家を絶対化し、その侵略戦争を賛美し正当化してきた政治・文化・宗教全体を対象にする概念である。靖国神社は戦前においては天皇制国家体制の中で、国のために戦死した戦死者を英靈として、国の守護神として祭祀し、現人神である天皇が直々に参拝することで、戦死者の死を賛美し名譽化することによって、戦死せしめた國家の責任を不問にする宗教的軍事的施設であった。

三四

そういういわば戦争を賛美し正当化する靖国思想に対して、不殺生を戒律

真宗と平和

してきた仏教、あるいは地獄・餓鬼・畜生の三悪趣ではない世界を生きることに人間であることの回復を明らかにしてきた浄土思想は、どういうレベルで批判的に関わることができるのか。また、そのような平和思想を根本的な理念としている浄土思想であっても、アジア・太平洋戦争においては戦時教学を生み出して、侵略戦争を賛美し正当化してきたものである。その負の歴史を見つめ、そこから靖国思想を反面教師として、本当に平和を課題にする浄土思想はどうあらねばならないかを靖国思想からどのように学んでいくのか。こういう問題が、靖国思想と浄土思想との関わりの中で問われているのではないかと思う。この論考においては、特に、具体的現実的に「真宗と平和」を考えるということで、内閣総理大臣の靖国神社への公式参拝問題を通して、この問題を考察するものである。

日本の現実政治の中で、具体的に戦争と平和に関する問題は、毎年、敗戦記念日を向かえる時期になると浮上してくる靖国神社問題がある。戦後、一宗教法人として存在していた靖国神社が、再びクローズアップされたのは、1969（昭和44）年であった。その年、当時の自民党政権は、1952（昭和27）年に単立宗教法人となっていた靖国神社を再び国家管理の下に組織するために、靖国神社国家護持法案を上程した。それに対しては当時、宗教界はいうまでもなく、労働組合、民主団体、学生などによる広範な反対運動が起こった。その結果、靖国神社国家護持法案は五回にわたって国会に上程されたが、1974（昭和49）年6月に衆議院を通過したけれども、審議未了のまま参議院で廃案とされた。

その後は、靖国神社国家護持法案実現という方向ではなく、内閣総理大臣による公式参拝実現に向けての取り組みが、「英靈にこたえる会」を中心にして草の根運動的に各地方自治体に、内閣総理大臣の公式参拝を求める請願書がだされ、多くの自治体がそれに応えて、内閣総理大臣の公式参拝を求める請願が決議されたのである。そういう草の根的なうねりに呼応する形で、

真宗と平和

戦後40年の節目の年に、しかも、8月15日に、戦後、初めて内閣総理大臣の肩書きで靖国神社に公式参拝したのが中曾根康弘首相であった。この中曾根康弘首相の靖国神社への公式参拝は、36年間、日本の植民地支配を受けた朝鮮半島の国々はいうまでもなく、中国、マレーシア等々のアジアの近隣諸国から猛反対と抗議の渦が巻き起こり、これ以降、内閣総理大臣による公式参拝は継続することはなかった。

しかし、かつて日本遺族会の会長を務めていた橋本龍太郎元首相が、8月15日には避けて、総理大臣当時7月下旬にその政治的立場を一貫させるために参拝している。それ以外に中曾根康弘元首相以降は8月15日に公式参拝する総理大臣はいなかった。そういう状況の中で、はっきりと、公式参拝を明言して登場したのが、小泉純一郎現首相である。この小泉首相の公式参拝の問題は後に詳しく考察するとして、その前に、こうしたことがなんら問題として考えられない政治風土がどういう政治的立場、宗教的立場、あるいは歴史的立場から起きているのか、前首相の発言を通して考えてみたい。

(2)

森喜郎前首相は、2000年5月15日の神道政治連盟国會議員懇談会の席上、「日本は天皇を中心とする神の国であることを国民に承知していただく」と、国民主権と政教分離という憲法の基本的原則を逸脱する発言を行った。首相官邸で釈明の記者会見では「十分に意を尽くさない表現によって多くの方々に誤解を与えたことを深く反省している。国民の皆様方に心からおわびを申し上げる¹⁾」と陳謝したけれども、発言自体は撤回することはなかった。確信的に発言したことが推察されることである。

戦後55年にしてなおというべきなのか、それとも戦後55年にして再びとうべきなのか。「日本は天皇を中心とした神の国」であるという森前首相の

真宗と平和

発言はどう考えても戦前の大日本帝国憲法が掲げた国家像にほかならない。それが率先して日本国憲法を国家公務員として遵守しなければならない日本国を代表する内閣総理大臣の発言として堂々と露出されることとなった。発言の文脈を考えると、おそらく森前首相はいのちを軽視する昨今の若者の事件を憂えて、いのちを敬う國を象徴するものとして、戦前の天皇を中心とした日本の國を持ち出したかったのであろう。しかし、その「天皇を中心とする神の國」こそ、その実、アジア・太平洋地域において2000万有余の戦争犠牲者を生み出した国家体制そのものであった。

森前首相の「神の國」発言は国民主権と政教分離を掲げた日本国憲法の基本原則に逸脱するばかりではなく、戦後の民主主義国家体制が、結局のところ、名前だけのものであって、その内実は、戦前の神權天皇制国家体制が生き続けているのではないか。少なくとも、そういう国家体制を是とする政治家たちによって、日本国が蹂躪されているのではないかと、多くの人々に不安と恐怖を感じさせたことは事実である。

こういう不安感と恐怖感は、時として、人々に平和を求める人々の素直な感性としてではなく、左翼的な政治的プロパガンダの表現として受けとめられるところに、平和思想が、まだまだ、人間が人間として生きていく問題として認知されない現実を表している。しかし、平和思想は、平和なときに培われ鍛えられないと、実際に平和思想が機能する現場ははなはだ限られしていくこととなる。平和なときに、危機を感じることが、戦争を回避し止めさせることなのであって、戦争が始まったときに平和思想を掲げることは、その何倍ものエネルギーと危険が伴うものである。

- 三 であるから、確かに、森前首相は「戦前のような天皇主権のもとで国家神道を復活するようなことは、個人的信条からしてもまったく考えたことがない¹⁾」と言い、さらには「天皇は象徴天皇だから日本の中心にいる」「(『神の國』は)昔から、自然の中に人間を超えるものを見るということを申し上げ

真宗と平和

た¹⁾」と弁明したとしても、この「神の国」発言自体は、天皇制国家体制を賛美し正当化するものと受けとめることができる。それは戦争を賛美し正当化する思想と表裏一体である。こういう考え方には危機を感じないでどこに私たち危機を感じるのであろうか。

森前首相は「戦前のような天皇主権のもとで国家神道を復活するようなことは、個人的信条からしてもまったく考えたことがない¹⁾」と釈明するけれども、この神道政治連盟国會議員懇談会での発言以前においても、「教育勅語にもいいところもあった¹⁾」などと発言し、戦前の神權天皇制国家体制の下における「忠」と「孝」を大切にする国民道德論の再現を目論みたい旨の発言がくり返されていたことを考えてみれば、森前首相の「神の国」発言は、彼自身も撤回しなかったように、神權天皇制国家体制を愛する確信犯的な国家観と歴史認識であったことは紛れもない事実であろう。

このような発言において象徴的に表れている森前首相に代表されるような国家観、あるいは歴史観が日本の敗戦において払拭されないまま、戦後民主主義の根底に胚胎して、新生日本国家を作り上げたとしたならば、一体、戦後民主主義とは何であったのだろうか。戦後、平和と民主主義を掲げて登場した日本国憲法は、言うまでもなく、無数の戦死者の血と汗と涙を犠牲にして生み出されたものである。その憲法を全く無視するこういう発言が、神道政治連盟国會議員懇談会という、いわば国家神道の中核的な思想を担った神道サイドで行われたことのなかに、日本における伝統的な民族宗教としての神社神道のその思想性が問われなければならないであろう。勿論、国家神道を担ったのは、ひとり神社神道であるだけではないことはいうまでもない。

しかし、明治以降の神權天皇制国家体制において、伝統的な民族宗教である神社神道は、明治政府の宗教政策によって、徹底的に、天皇の神格化を形成していくための宗教的な土壤にされた。そういう明治政府の中央集権的国家体制に全ての宗教を動員して、天皇制国家体制を支えていくためのあらた

真宗と平和

な宗教体系を政治的に強制していった。安丸良夫は『神々の明治維新』の中で、「伊勢神宮と皇居の神殿を頂点とするあらたな祭祀体系は、一見すれば祭政一致という古代的風貌をもっているが、そのじつ、あらたに樹立されるべき近代的国家体制の担い手を求めて、国民の内面性を国家がからめとり、國家が設定する規範と秩序にむけて人々の内発性を調達しようとする壮大な企図の一部だった。そして、それは、復古という幻想を伴っていたとはいえ、民衆の精神生活の実態から見れば、なんらの復古でも伝統的なものでもなく、民衆の精神生活への尊大な無理解のうえに強行された、あらたな宗教体系の強制であった²⁾」と、天皇を中心とした国家作りに宗教が動員されていく姿を明らかにしている。

それは神社神道だけではない、仏教は勿論のこと、あらゆる宗教があらたな宗教体系の中に繰り込まれていくことでもあった。特に神社神道は、そういう歴史を批判的に総括しないまま、戦後も、新しい国家主義形成にその一翼を担っている。そういう神道思想を讃嘆する場で、国民を代表する内閣総理大臣が戦前の天皇主権を認めるような発言を堂々と喧伝することの中に、戦後の民主主義の実態が暴露されている。戦後、半世紀にもわたって日本国憲法によって一定限度支えられてきた日本の平和は、その平和を支え、平和を訴えていくべきその戦争放棄の憲法の理念を、最も遵守しなければならない内閣総理大臣に破られていくこの現実に対して、日本の平和は、もはや、風前の灯火であると言っても決して過言ではないであろう。あらためて平和論の構築が模索されなければならないことを思う。

真宗と平和と言った場合、私たちにとっての平和へのアプローチは、あるいは平和を考えるとは、具体的には、戦争を賛美し正当化する宗教と、戦争

真宗と平和

を問い合わせ、批判する宗教の問題として存在している。しかし、それはどの宗教だから平和宗教であり、どの宗教だから戦争宗教であるということではない。例えば、キリスト教も、戦争（侵略）の宗教であった歴史もあれば、全く正反対に解放の宗教であった場合もある。仏教でもそうである。平和の宗教の場合もあれば、浄土真宗の戦時教学のような戦争の宗教の場合もある。それでは靖国神社はどうであるのか。靖国神社は、キリスト教が、仏教が、そうであるように、平和の宗教の場合と戦争の宗教の場合と、二つの顔をもつているのであろうか。

確かに、戦争状況ではない場合、靖国神社には鳩が舞い、「この白鳩は昭和48年（1973）年に発足した「白鳩の会」により、白という汚れのない色と鳩のもつ平和のイメージから、全国の戦没者の慰靈と世界平和を祈願するため計画的に増やされたもので、現在その数は約600羽を数える」と説明されるように、平和を志向し平和の宗教であるかのように見える。しかし、神社境内には、遊就館という名の戦争に関する博物館があり、そこにおいては、かつての戦争に対する反省よりも、むしろ、戦争の、更には戦死者の果敢な戦いの歴史が展覧されている。

しかし、なぜ靖国神社においては、アジア太平洋戦争が批判的に相対化されないで、いまもなお、賛美されるのか。少なくとも、戦後におけるそれは靖国神社に祀られている戦死者は、絶対不可侵、かつ現人神、そして誤謬なき神聖なる天皇のため、その天皇の国家のために、いのち捧げた護国の靈、英靈であると考えるからである。なぜなら、天皇制国家体制の負の歴史を認めることは、その絶対的なあり方を批判することである。だから、靖国神社はその存在の命運を賭けて、戦争を美化し賛嘆しなければならない構造の中に存在するのであろう。そういう靖国神社に、日本国の代表である内閣総理大臣が公式参拝するとは、日本の平和にとって、どんな意味があるのかを問わなければならないであろう。

真宗と平和

戦前と戦後の日本社会の決定的な違いは、この日本国を具体的に動かしている国家の主権者が、絶対不可侵の現人神としての天皇であるか、様々な価値観を抱き、人間らしく生きたいと願いながらも、時として大変な誤りも冒す可能性をもつ普通の人間としての国民であるかの違いである。

具体的に大日本帝国憲法（A）と日本国憲法（B）を見てみれば（A）は「第一条 大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す。第四条 天皇は国の元首にして統治権を總攬し此の憲法の條規により之を行う⁴⁾」（B）は「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の慘禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する⁴⁾」である。日本国家の意志を決定し、責任をもつ主権者はだれか。それは一方が天皇主権であり、他方が国民主権である。歴然としたその事実が歪曲化されて、国民主権が侵害されるときに、日本国は、過去の負の歴史を賛美し正当化することとなる。森前首相の発言は、実に、この問題を露呈したことにある。

二
二
七

私たちは、就学時に、まず、この日本国は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を掲げてきた国家であることを学ぶ。その意味では、この国は特にアジア・太平洋戦争の負の歴史を通して、新しい国を創造するための憲法をかかげてきた。戦争放棄を憲法前文に掲げた、世界のどこにもない、新しい時代の新しい憲法であった。しかし、そのアジア太平洋地域2000万と数えられる戦争犠牲者の死を背景にしてつくられた、戦争放棄を掲げる憲法が、戦後日本の歩みの中で、踏みにじられ、歪曲され、現在は満身創痍の状態であることを様々な歴史的事実から知らされることとなる。それは一つの悲劇である。それは日本国の大悲劇であるばかりでなく、世界の悲劇でもある。国際間の紛争を戦争でもって解決しない、戦争放棄の国が存在する。それは、い

真宗と平和

まもなお戦火の止まない人類社会に対して、あるべき国家像のひとつを具体的に指示示すものであったといえる。

しかし、戦後56年の日本国の現実は、戦争放棄を国是とする努力ではなく、靖国神社の特殊法人化を目指したり、靖国神社に公式参拝を強行する政治家の横行であり、テロ特別措置法を作り自衛隊を海外派兵する暴挙である。つまり、国際間の紛争を解決する方法としての戦争を放棄する日本国憲法は、自衛隊の海外派兵を認める法案の成立をもって、空洞化されるどころか事実上改憲されたとみるべきであろう。⁵⁾ そういう戦争が文字通り露出している時代環境を私たちは生きている。その時代環境そのものから、いかなる国を私の国として生きようとするのかがいま如実に問われている。そのような国土の問い合わせが、実は、真宗仏教の問い合わせでもある。なぜなら、真宗仏教の救済とは、国土の救済だからである。それは十方衆生の救済を課題にする阿弥陀の本願の純粋内容が国土の莊嚴であることからすれば当然である。

そうであるからこそ、私たちがどのような憲法に基づく国家を私たちの国としているかという問題は、そのままそれは国土の課題という意味では、私たち自身がいかなるものとしていかなる国を生きよとするのかという極めて宗教的な問題として存在しているのである。世親の『淨土論』の冒頭、いわゆる帰敬序には、念佛の行者の参るべき世界が、「世尊我一心 帰命尽十方 無碍光如来 願生安樂園」⁶⁾とあって、安樂園、つまり、どこでもない阿弥陀の淨土こそが求められている。淨土は本願の世界として、地獄・餓鬼・畜生のない世界である。それは戦争のない国として、平和の世界である。平和を生きるということであって、戦争を生きることでは決してない。まして天皇を中心とした神の国に生きることではない。

しかし、1969年の「靖国神社国家護持法案」上程以来、靖国問題として問われてきたことは、実に、私たちが戦争のない国を生きたいのか、それとも戦争を賛美し正当化する国に生きたいのか、そのどちらなのか私たちに突

真宗と平和

きつけることによって、私たち自身のいのちに対する基本的な感覚を問うてきたのである。それは所与のいのちを私たちが何もの（いかなる主体）として生きるのかという、極めて宗教的な問題として存在するのである。

詳しくは後で述べるように靖国神社は、その創建以来から天皇制国家体制と深く結びつき、神権天皇制国家の侵略戦争を賛美し正当化する施設として存在していた。特に、「死んで靖国神社で会おう」という言葉に収斂されるように、戦死を厭わないで、むしろ御國のため、天皇のために死ぬことこそが皇軍兵士の名誉であると、戦意を高揚させて、戦死を喜んで受けとめさせていくためには、戦争に不可欠な宗教的軍事施設であった。

その意味で、靖国神社が国家の宗教的な軍事施設として機能するためには、国家の代表、国家の最高指導者の参拝が不可欠である。戦前においては国権の代表者にして、現人神として絶対不可侵の存在であった天皇それ自身の参拝が求められていた。つまり、靖国神社に祀られた戦死者は、英靈として、天皇による参拝の名誉に預かることとなる。現人神である天皇が参拝することによって、国のために、天皇のために戦死した者の「靈神」性、「英靈」性も、保証されることとなる。だから、内閣総理大臣の公式参拝は、天皇参拝の露払いである。天皇が直接に参拝することによって、靖国神社に祀られた戦死者も護国の靈神（英靈）としての存在意識を完結することとなる。

(4)

二
五
このような国家神道の中枢施設として機能してきた靖国神社も、1945年8月15日の敗戦を機に、その国家管理の形態は幕が降ろされた。その後、靖国神社は、サンフランシスコ講和条約発効後、1952年（昭和27）に新しい日本国憲法の下で、単立宗教法人として再出発した。

確かに靖国神社の存立の形式は、国家護持とは切り離された単立の宗教法

真宗と平和

人であったが、その存立の理念は、大日本帝国憲法時代そのままで、「明治天皇の『安國』の聖旨」に基づく神社であることを掲げ、戦死者を「万代に顯彰」し、「その神徳をひろめ」ることを目的とする、かつての靖国神社と同一であることを明らかにし、戦前・戦中に担っていた靖国神社の役割を公然と復活するものであった。⁷⁾

つまり、靖国神社は戦後は、国家管理から一宗教法人管理へと移行したものの、その運営の理念は、戦前と全く同じものであった。その靖国神社に対して、1969年（昭和44）6月に、政府自民党は、靖国神社を大日本帝国時代と同じように国家で護持運営していくために、「靖国神社国家護持法案」を国会に提出したのである。このような靖国神社国営化の動きは、信教の自由の危機と、軍国主義の露骨な復活を阻止したいと願う、多くの人々の反対運動の結果、最終的には1974年（昭和49）6月に廃案となった。

しかし、当時戦後24年にもなってなぜ靖国神社国家護持運動が持ち上がってきたのであろうか。更には今日戦後56年にもなって再び靖国神社の特殊法人化のアナウンスであるとか、内閣総理大臣の公式参拝が強行されることになるのであろうか。確かに靖国神社の国家護持、あるいは内閣総理大臣の公式参拝を求める人々の存在は、日本の保守的地盤の底流に脈々と生き続け、日本の政治に影響を与えてきたことであろう。それでも、それが一つの具体的な政治課題として、一宗教法人として機能している靖国神社を国営化するとか、一国の首相が政教分離を定めた憲法に違反してもなお参拝する行動を必要とする動機が証然としない。勿論、霸権主義的な日本国家の再現を願って、その精神的な支柱として靖国神社の国営化を望む声が強く存在するということもあるだろう。また国のために戦死したものを国がお祀りするのは当然だと考える、戦死者遺族の慰靈・鎮魂の要求もあるであろう。

それにしても、なぜ国家は靖国神社を必要とするのだろうか。それらの要求に対して応えるためであろうか。そうではないであろう。そういう他律的

真宗と平和

なところに国家の靖国行動は存在しない。国家自身の中に靖国を必要とする根本動機が存在する。その根本動機とは何であろうか。例えば、国家が靖国に対して行動すれば、いつでもアジア諸国からの抗議が出てくる。それは端的に言って、靖国神社が「戦争」に関わる神社であるからである。A級戦犯が合祀されているからだけではない。それは靖国神社の性格を如実に現す出来事として、A級戦犯合祀は抗議の象徴となるのであって、それが靖国神社の問題なのではない。靖国神社の本質的な問題は、戦争を、それはアジア諸国からすれば、単に戦争一般ではなく、日本の侵略戦争を賛美し正当化する宗教施設であるからである。その基本的な性格は戦前も戦後も不変である。その意味では、靖国神社の根本的な性格は、戦死者遺家族の心情とは全く関係なく存在していると言っても過言ではない。

戦争で近親者を奪われた人々にとっては、国家の命令で戦死したものを国家が祭祀するのは当然だと考えて、その慰靈・鎮魂をする場所を国家が管理する靖国神社に求めたいという、いわゆる遺家族の靖国感情は、靖国神社に求める感情ではない。またそこで解決するものでもない。靖国神社は、全ての戦死者の祭祀、慰靈、鎮魂を通して、戦死者の「死」を、戦争賛美に転嫁することはあるても、戦死者の「死」をありのままに見つめる場所ではない。私たちが必要としている世界は、戦死者の「死」の事実である。それは日本国家の方向を左右する政治家たちの政治の過ちの結果としての死であるという決定的な事実である。戦争は政治の敗北である。その政治の敗北によって尊いいのちを戦死に至らしめたことに国家は謝罪と賠償をする必要はあっても、その死を顕彰することによって「後に続くもの」を再生産するために再び戦死者を利用することは絶対に許されることはできない。

そうすることは、尊いいのちを戦死に至らしめた政治的な責任を不問にすることであり、戦死者を靖国神社に英靈としてお祀りして、国家を護持する「守護靈」として扱うことによって、戦死者を二度に渡って利用することで

真宗と平和

ある。生きている時は、天皇の赤子として、国家のために、天皇のためにと、
皇軍の兵士として人殺しを強要されて、人間であることを拒否される。戦死
した時には、家族からの親愛の情も否定されて護国の靈神として「守護靈」
として、その存在を戦争鼓舞のために徹底的に利用される。死んでもなお人
間であることを否定されるのである。

この人間であることを奪い尽くす靖国神社の宗教システムを大江志乃夫は、
その著『靖国神社』で、靖国神社の宮司が戦争当時の陸軍現役将校団の「部
外秘」の機関誌に、「此の招魂場に於けるところのお祭りは、人靈を其処に
お招きする。此の時は人の靈であります。一旦此処で合祀の奉告祭を行いま
す。そうして正殿にお祀りになると、殊に遺族の方は、其のことを考えませ
んと、何時まで自分の息子という考えがあつては不可ない。自分の息子じゃ
ない、神様だというような考え方をもつて戴かなければならぬのですが、人靈
も神靈も余り区別しないというような考え方方が、いろいろの精神方面に間違っ
た現われ方をしてくるのではないかと思うのです」と書いていることを手が
かりにして、「そこで宮司は、はっきりと、靖国神社の祭神はその遺族のも
のではなく、国家に帰属するものであると断言している」と、靖国神社の宗
教システムを明らかにしている。⁸⁾

それは、文字通り、生きている時には、天皇の赤子として天皇制国家体制
に人間であることを奪われ、死んだらまた護国の「守護靈」として天皇制国
家体制に人間であることを奪われていく、そういう人間の生と死を管理する
ことにおいて、人間の尊厳性を収奪するところに、天皇制国家体制下の世界
観・人間観が存在するのである。それは一言で言えば、人間を無視して、戦
争を肯定し、戦争を讃美し、正当化する世界観であり・人間観である。こう
いう世界観・人間観があらためて戦後50有余年にして、明確な意図を持って
台頭してきたことに、現在における内閣総理大臣による公式参拝の問題点が
存在するのである。

(5)

時代は戦争を要求している。そう思わないではおれない状況が山積みにされている。そういう感覚が誇大妄想でない証拠に、1999年以降の日本の政治を見てみれば、急激に戦争準備が懸念される状況である。それは日米安保条約の拡大解釈に始まって、その後、新しい日米防衛協力のための指針（ガイドライン）関連法、国民総背番号法、国歌国旗法、通信傍受法（盗聴法）を決議し、やがては当時の野中官房長官による靖国神社の特殊法人化のアナウンスと、次から次へと戦争準備の法案、および、雰囲気が生み出されてきている。

一体、この戦後50有余年は何だったのだろうか。それこそ国破れて山河ありという敗戦後の状態の中から、アジア諸国からエコノミック・アニマルとまで揶揄されてもなお、経済成長を遂げてきたのは、日本を場として生きるすべての人たちであった。その奢りと過ちも含めて、国家の有り様に対して、羞恥することも誇りうることも、そのいずれであっても、その責任を負うべきは私たち一人ひとりであるはずである。それが民主主義というものであろう。

しかし、森前首相の「日本は天皇を中心とした神の国」であるという発言は、そういう、善くも悪くも、日本に生きるものすべてのものの人間的な努力の結晶を天皇主義国家体制に収斂させていくことを認めるものであった。それは日本が国民主権国家であることを一国の総理大臣が否定し、天皇主権国家であることを宣言するものであった。そうであるならば、もはや、日本においては「民」と呼ばれる主権者はどこにも存在もしないし、また「民」として尊重される存在もいないこととなる。

その意味では、森前首相の「神の国」発言は、私たちの戦後50有余年は、

真宗と平和

植民地支配と侵略戦争を内実とするアジア・太平洋戦争に対して、アジアの民衆の立場に立って、その歴史と現実に深く謝罪し、反省することがなかった「民主」なき戦後50有余年であった。そのことがあらためて問われなければならぬことを白日の下に曝したといえよう。それが2000年5月の日本であったなら、2001年5月は、そういう森前首相の発言を受けて、小泉流革命を掲げて花々しく登場した小泉純一郎首相の「靖国参拝」発言である。小泉首相の「靖国参拝」発言は、ある意味では、小泉流革命でも何でもなく、保守本流自民党政権の念願を実体的に言葉にしたものであり、革命でも何でもなく、本家帰りただけのものである。

勿論、小泉首相が、首相就任一ヶ月目において、官僚の筋書き通りに、ハンセン病国家賠償訴訟に対する熊本地裁の違憲判決に「控訴和解」の道を選ばないで、控訴を断念したことの決断を評価することにやぶさかではない。従来の自民党政権下の政治とは一段も二段も違うことを見せつけた政治的判断であったと思う。しかし、その90年にも亘る日本国の「終身絶対隔離」「癱撲滅」を内容とするハンセン病対策が、その実、神権天皇制国家体制下において、不淨視された「らい病」の存在を許さないと言った天皇主義から由来していることの歴史は看過してはならないと思う。⁹⁾ そういう観点からすれば、控訴断念の決断は尊重されなければならないが、なおその決断の影に隠れて、そういう法律がなぜ、戦前戦後を通じて存在していたのかと問うならば、そこに私たちはまだごうことなき天皇主義の亡靈を見て取ることができるのでないか。

その天皇主義の亡靈が亡靈ではなく、戦前戦後を通底する日本の歴史的現実であることをあらためて、小泉首相の「靖国参拝」発言は、明日に夢を描いて今日の問題を忘れ果てている私たちに、現実と言う名の痛棒を加えたようである。ハンセン病ということで、社会生活を断念させ、絶対隔離の生活を押し付けた意識と行動は、そのまま、神権天皇制国家の神聖性と絶対性を

疑うことなく、八紘一宇を理想にかかげる精神である。

なぜなら、「我と我が世界」の絶対性を掲げる精神だけが、異類を排除し差別する精神であるからである。ハンセン病問題に痛みを感じた小泉首相が、あえて「靖国参拝」を掲げることの矛盾は、二つの問題の底には、天皇主義という、異類を排除し差別する自己中心的精神が頑として存在することを政治的に不間にしていることがある。おそらくは、その矛盾に気づきながらも、小泉首相が「靖国参拝」を言わなければならない背景には、いまの自民党、もっと拡大して言えば、いまのバラバラな日本国を束ねていく求心力は、経済でもなければ、政治でもなければ、西欧流の近代主義でもない。それは、かっての神権天皇制国家ほどの威力はないけれども、まだまだ、扱い方と教育によっては、その神聖性と絶対性を引き出すことのできる「天皇的なるもの」の威力である。それに対するこだわりが、靖国神社公式参拝である。

それでは、小泉首相の具体的な「靖国参拝」への発言を通して、何をどう問題にしなければならないかを考えてみよう。元々、小泉首相は、2001年4月の自民党総裁選挙中に、「8月15日に、いかなる批判があろうと必ず参拝する」と「靖国参拝」を明言して選挙戦に臨んだ人である。その総裁候補が、派閥力学から言えば、当選確実の橋本龍太郎元首相を堂々とやぶり、自民党支持者の熱い思いを実現するということとなった。自民党の中にあって、自民党を批判する選挙戦略の結果、圧倒的な支持を得て小泉首相が実現し、ただちに小泉内閣が組織された。

派閥力学に左右されないで、実力者の適材適所ということで選ばれた閣僚たちの是非は、私にはわからない。しかし、私が、その中でも関心があったのは、総裁選挙の中で、小泉候補が、他の候補者が問題にあげないうちから、なぜか、はっきりと、「靖国参拝」を明言し、課題にしていたことであった。小泉候補が「靖国参拝」という問題を持ち出せば、自民党議員として、当然のように、どの候補も等しく「靖国参拝」を掲げることとなった。ここまで

真宗と平和

4人の候補が声を揃えて「靖国参拝」という答えを引き出したならば、だれが自民党総裁になっても、日本国首相になった暁には、内閣総理大臣による8月15日の「靖国参拝」は自明の行動として、当選した候補者を制約するものとなつた。またなるはずである。

そういう一定の政治的行動を選挙戦の最中に引きずり出すという政治的手腕が小泉首相にはあったのであろう。しかし、その当事者に小泉首相はなつた。その限り、もはや、「靖国参拝」は単なる政治的スローガンではなく、小泉首相の政治生命を左右する命題となってしまったことは当然のことである。

元遺族会会长・橋本龍太郎元首相にして行うことのできなかつた8月15日の「靖国参拝」を掲げることは、自民党を束ねて、指導性を発揮するためにはどうしても打ち上げなければならない必然的な課題であったのであろう。その背景には、先にも述べたように様々な問題が惹起する日本国家をもう一度「天皇的なるもの」で収斂したいという願望があったのではないか。それが「靖国参拝」を掲げた小泉首相の突出した政治的課題であるのではないか。それが小泉首相一流の政治的スタンスであることを証明しているのが、小泉首相に選ばれた閣僚の「靖国参拝」に対する就任時の消極的な意見である。

その後、それらの閣僚が保身的に意見をまげて、「靖国参拝」を積極的に推進していく側に変身してしまうことは否定できないが、少なくとも、閣僚就任時においては、どの閣僚も、公式参拝については否定的であった。このことはテレビ朝日が、すべての閣僚に、閣僚就任時に一人ひとりにマイクを近付けて、閣僚として「靖国」に「公式参拝」をするかどうかのインタビューをしていた。その結果、小泉首相が総裁選挙当時に言っていた「公式参拝」に賛意を表するものは一人もいなかった。そのことが私は非常に新鮮に感じられたので、いまでも忘れられない光景として記憶している。しかし、小泉首相が選んだすべての閣僚が否定的、消極的であった「靖国参拝」について、

小泉首相は、それらの意見を全く無視してと言うか、確信犯的に、「靖国参拝」を明言して、なぜ「靖国参拝」がダメなのか自分には分からないと、くり返して答弁するのみである。

例えば、小泉首相は、2001年5月9日の衆議院本会議で、首相の所信表明演説に対する各党の代表質問に対して答弁に立ったが、その際に、靖国神社への「公式参拝」について、「国民や遺族、近隣諸国の国民感情など諸般の事情を慎重かつ自主的に検討したうえで判断したい¹⁰⁾」と言いながらも、はっきりと「戦没者に敬意と感謝の誠をささげたい思いは変わりなく、個人として参拝するつもりだ¹⁰⁾」と断言した。また5月10日の衆議院本会議では、「靖国参拝」について「戦没者に心からの感謝で参拝したいと思う。8月15日に真心を込めて参拝するつもりだ¹¹⁾」と述べた。

また1985年の中曾根康弘元首相の「公式参拝」については、「85年の公式参拝方式は憲法に違反しないという政府見解は変わっていない¹¹⁾」と答弁したが、小泉首相自身の「靖国参拝」が公式か私的かには言及しなかった。しかし、前日の記者団に対してのコメントには「総理として、個人として参拝する。総理大臣の肩書は消せない¹²⁾」と述べている。更には、5月14日の衆議院予算委員会では、8月15日の「靖国参拝」に対して、「戦争を二度と起こしてはいけないという気持ちと、家族や国のことを使って戦争に行かざるをえなかった人への敬意を込め、総理として参拝する。批判があると、日本人として自然なこと。宗教とは関係ない¹³⁾」と、総理として参拝することの意志をあらためて強調した。

この時点では、もはや疑う余地もなく、2001年8月15日には、中曾根元首相以来途絶えていた靖国神社公式参拝がおそらく近隣諸国の抗議も無視し、実現するであろうと思われた。残念というか、情けないというか、憤るというか、どの言葉でも言い表わされない感情が逆ることをとめることができない。なぜなら、内閣総理大臣として、その意味では、公式的に「靖国参拝」

真宗と平和

を行う小泉首相こそは、まさしく、先ほどにも少し触れたように、1907年に制定された「癩予防に関する件」に始まって、1996年4月に「らい予防法」が廃止されるまでの90年にもわたる国家のハンセン病に対する強制隔離政策の誤りを指摘した熊本地方裁判所の「らい予防法は違憲である」という判決結果を「控訴しない」という形で認める決断をした首相であるからである。

(6)

この「らい予防法」人権侵害謝罪・国賠請求訴訟は、文字どおり、國家の、より正確に言えば、明治以来の神権天皇国家体制下において、その存在を不淨視され、忌避されたハンセン病（らい病）患者、元患者の人々の人間回復の裁判であった。¹⁴⁾ それはハンセン病患者を強制的に隔離し排除することの過ちをただす裁判であった。小泉首相が「控訴しない」ことを決断したこととは、そういう強制的な隔離政策が人権侵害行為であったことを認めたと言うことである。簡単に言えば、国の誤りを始めて認めた画期的な決断であった。

しかし、あらためて人権侵害ということを考えてみれば、ハンセン病差別という場合の差別ということが、他者との交わりを否定する、文字通り、排除の論理であるとすれば、そういう人権侵害の究極は、他者の肉体的な抹殺である。殺人である。それは個人的な殺人も、戦争という名の集団で行う殺人も、国家が死刑という名で行う殺人も、殺人には違いない。その中で、死刑と戦争は国家の名において行われる合法的な人権侵害の究極の姿であろう。

その政治的に行われる究極の人権侵害である戦争を賛美し正当化する靖国神社内閣総理大臣として参拝することと、ハンセン病患者の強制隔離が違憲であり、人権侵害であることを認めることとは、全く矛盾することである。

真宗と平和

しかし、それが小泉首相の中では、矛盾もしないで同居できているところに、いずれの場合にも、深く天皇制がかかわり合っている問題であるが、天皇制を不間にしたところで行われたヒューマニズム的対応が、控訴断念であり、「靖国参拝」の意志である。

一方は高齢者の多い、訴訟原告団、なかんずく、「らい予防法」の下で強制隔離の人権侵害に曝された患者、元患者の人々への人間的配慮であり、他方は「戦没者に敬意と感謝の誠をささげたい思いは変わり¹⁰⁾ない」という小泉首相自身の「戦没者」への思いである。そこには、世界でも例を見ないハンセン病患者に対する国家をあげての差別政策と、アジア侵略を中心とするアジア・太平洋戦争が、どのような国家観の上に作られた歴史であったかへのまなざしが不間にされているために、「控訴断念」と「靖国参拝」とが無批判的に同居することができているのであろう。

つまり、私たちが、これらの問題によって、なによりも問うていかなければならぬのは、どのような国家観、人間観がハンセン病患者の存在そのものを否定するような終身強制隔離政策を生み出したのか。また戦争を賛美し正当化する宗教的軍事施設とでもいえる「靖国神社」がつくり出されたのか。そういう問題が、今回的小泉首相「靖国参拝」によって問われているのではないか。

勿論、それらは、「靖国神社国家護持」も、靖国神社に内閣総理大臣が「靖国参拝」することも、明確に信教の自由と政教分離を定めた憲法に違反する問題である。周知のように、日本国憲法には、神權天皇制国家を支えて侵略戦争を宗教的に讃美し正当化してきた国家神道への反省から、「信教の自由」を定める憲法第20条、「国の宗教活動の禁止」を定め憲法第89条を設けて、国家による宗教に関わる人権侵害に歯止めをかけてきた。しかし、靖国神社の国営化も、公式参拝も、そのどちらもそれら法設立の精神を一蹴していくような政治的行動である。そういう国の行動に対して、それらがいか

真宗と平和

に憲法に違反した行為であるかについて、すでに、これらに関係する違憲訴訟がいくつか提訴され、判決が出されている。

例えば、戦後におけるこの種の裁判に決定的な影響を与えた津地鎮祭訴訟がある（1965年3月提訴）。この裁判は最高裁まで争われて、結局、目的効果基準という考え方方が導入されて、地鎮祭そのものは宗教的行為と認めながらも、その目的が世俗的であり、その効果も神社神道を援助、助長、促進するとか、他の宗教を圧迫、干渉するものではないから、国及びその機関の宗教活動を禁じた憲法20条3項には違反しないという判決がなされた。

この判例が根拠となって、1985年の中曾根康弘首相（当時）の公式参拝もまた、ここで用いられた目的効果基準を導入して、恣意的に合憲であると強弁されている。今回、小泉首相が「靖国参拝」を掲げて、後に紹介するよう国会答弁で参拝への強気の発言を繰り返していることも、全て、この目的効果基準を導入して「靖国参拝」は、憲法で禁止されている国の宗教活動に当たらないとするからである。その意味で、この津地鎮祭違憲訴訟は後に続く靖国関連のいくつかの違憲訴訟に決定的な影響を与えたと言えるであろう。

(7)

それでは靖国関連の違憲訴訟を年代順に確認してみるならば、先ず訓練中に死亡した自衛官が、自衛隊（国）側の「士氣の高揚のため」という勝手な意味付けのために、当人及び、その妻の宗教を無視して、山口県護国神社に合祀することを問うた山口自衛官合祀拒否訴訟（1973年1月提訴）がある。
同じく、公権力の戦争を讃美し正当化する国家観に危機を抱いて、箕面市を相手にして、公費による忠魂碑移設・再建、慰靈祭は憲法違反であると問うた箕面の忠魂碑慰靈祭違憲訴訟（1976年2月提訴）がある。

真宗と平和

更には、岩手靖国違憲訴訟がある。これは靖国神社国家護持法案（1969年6月提出）が廃案（1974年6月）になって以来、靖国国営化を目論む人々は、実質的に靖国推進をかちとるべく、内閣総理大臣の公式参拝実現に向けて、草の根的な運動を開始した。それが「英靈にこたえる会」による地方自治体に向けて行われた「靖国神社公式参拝要請決議」採択の請願運動である。

この請願を受けて、岩手県議会は1979年12月に同決議を採択した。これに対して、このような憲法違反の決議を採択した責任を、同決議の決議文の印刷費、これを東京に持っていった際の交通費等の県費支出に関する賠償を求める中で問うたのが岩手靖国違憲訴訟（1981年3月提訴）、つまり、公式参拝決議違憲訴訟である。この裁判では岩手地裁では原告は敗訴したが、仙台高裁では、原告の控訴そのものは棄却されたが、判決理由の中で、靖国神社に首相や閣僚が公式参拝することは違憲であることが明示された。この判決を踏襲する限り、国家が公式参拝は合憲だと解釈することは、この岩手靖国違憲訴訟を無視するものといわなければならない。法治主義を国家それ自身が踏みにじることであろう。

岩手県在住の住民たちは、この訴訟に続いて岩手県玉串料違憲訴訟（1982年6月提訴）を立ち上げた。また、それに連動するかのように愛媛県においても愛媛県玉串料違憲訴訟（1982年6月提訴）が行われた。この裁判は愛媛県が靖国神社・護国神社に対して玉串料などを公費から支出したことは政教分離の原則に違反することを問うたものである。この愛媛玉串料訴訟は、最高裁判所において、文字通り、愛媛県住民たちが問うた訴えの通り、靖国神社等への公費による玉串料等の支出は、憲法違反であると明確に判決が下された。

この最高裁判所大法廷の判決に対して、提訴以来、15年間の間、国およびその機関が、靖国神社などの特定の宗教法人に関わることの危険性を訴えて

真宗と平和

きた愛媛玉串料違憲訴訟団は、判決当日、「そもそも、わが国の政教分離原則は精神的自由を保障するだけではなく、平和主義、国民主権主義と密接に関連する原理であり、政府の行為によって再び戦争の惨禍を起こさせないための防波堤であります。このような政教分離原則が制定された背景として、戦前における神権天皇制国家が、多くの日本国民を植民地支配と侵略戦争に駆り立て、とりわけアジア諸国民に筆舌につくしがたい惨禍をもたらしたという深い反省があります。本日の違憲判決は、改めてその原点を国およびその機関に示したものと理解すべきであります¹⁵⁾」と声明することによって、この裁判が、国家神道の中で、侵略戦争を讃美し正当化していった日本の歴史を心に刻み、反省し、二度と再びアジアにその鋒先を向けさせないためのものであることを明らかにしている。

そして、その裁判と重なりあいながら、1985年8月15日に行われた中曾根康弘首相（当時）によって公式に行われた「靖国参拝」に対して、「信教の自由」を定める憲法第20条、「国の宗教活動の禁止」を定め憲法第89条に違反する行為であることを問う靖国神社公式参拝違憲訴訟が各地で相次いで提訴された。それが大阪・京都靖国神社公式参拝違憲訴訟（1985年12月提訴）であり、播磨靖国神社公式参拝違憲訴訟（1985年12月提訴）であり、九州靖国神社公式参拝違憲訴訟（1986年8月提訴）である。

それではこれらの靖国神社公式参拝違憲訴訟は、内閣総理大臣の靖国神社に対する公式参拝の何を問うたのであろうか。勿論、それは憲法に違反し逸脱する行為を問うたことは言うまでもない。更には、それは大阪・京都靖国神社公式参拝違憲訴訟の『遺族の声とどく—京都大阪靖国訴訟証言集』の「まえがき」に、「(遺族が) 全体として主張していることは、「国家によって恣意的に死（戦死）を意味づけられない権利」が侵害されたということである。「英靈」だとか「名誉の戦死」だとかいうことは、「あとにつづけ」というための死者の意味づけである。国家と国家神道は、そのために戦死者を利

真宗と平和

用しているのである。だから、遺族にしてみれば、いわば、死者の名誉を傷つけられたようなものである。¹⁶⁾」とあるように、政治の敗北としての戦争に参加させられて、戦死を強いられた戦死者の人間性回復の裁判でもあった。戦死者は、国家の誤った政策のために、ひとりの兵士であるときも、戦死者であるときも、いずれの場合においても、それらは人間であることを否定され、一個の交代可能な「もの」として扱われていた。その国家に収奪された人間性を取り戻す運動がそれらの違憲訴訟である。¹⁷⁾

つまり、各地で戦われた靖国違憲訴訟において、何が問われたのかと言えば、日本国家の人間観であり、国家観であった。ひとりの人間をどこまでもかけがえのない人間として尊重し、尊敬することのできる国家であるかどうかが問われたのである。それは具体的には天皇を神といただいた神権天皇制国家が問われたのである。人間の内に人間以上の存在を措定する精神は、人間の内に人間以下の存在を措定する精神である。そういう差別を前提とする国家観・人間観が問われたのである。

(8)

実のところ、本論文で考えている「真宗と平和」という問題は、そのような差別を肯定し、戦争を賛美し正当化する戦争国家に対して、それでは真宗仏教はどのような国家観・人間観を明らかにできるか、という問題があるが、そのことを明らかにするためには、現実の戦争に対して、どう見ていくことができるのかが問われなければならないであろう。先に戦争は人権侵害の究極であることを言ったが、元来、戦争が引き起こされるためには、様々な問題要因がそこに介在していることは言うまでもない。それを敢えて無視して抽象化して言えば、戦争とは、個人と個人、地域と地域、部族と部族、民族と民族、国と国が相互に敵対しあいながら、お互いを差別排除して、主権を

真宗と平和

確立していく運動ということではないか。

勿論、その中には一方的に他方を差別排除して主権を獲得しようとする侵略戦争もあれば、そういう侵略行為に抵抗し対抗する解放戦争もあるであろう。いずれにしろ、戦争は、人間が社会化される、つまり、人間が関係存在として社会化されるなかで惹起される問題である。その限り、その現象だけ見れば、大量死が必然化される戦争は非日常的な異常な状態である。それにも関わらず、戦争は日常的な政治の延長である。しかも、政治の目的が、社会化された人間存在の豊かさ、安らかさということにあるとすれば、戦争は政治の貧困であり、敗北である。

親鸞が「大無量寿經 真実の教 浄土真宗」と『顕淨土真実教行証文類』冒頭に標榜した『大無量寿經』には、理想的な人間存在の豊かさ安らかさについて、「仏の遊履したまうところの国邑丘聚、化を蒙らざるはなし。天下和順し日月清明にして、風雨時をもってし災癘起こらず。國豊かに民安し。兵戈用いることなし。徳を崇め仁を興し、務（まつりごと）¹⁸⁾礼讓を修す」と記されてある。これは仏の教化を受けた世界の在り様がそれとして表されたものであるが、その中心は「國豊かに民安し。兵戈用いることなし」である。仏の教化を受ける世界は、國は豊かで人々も安らかであって、兵隊も武器もいらないということであろう。

ある意味では、こういう自由で平等な世界（國土）を作り上げていくところに政治の役割が存在するのではある。そうであるならば、國を豊かにし安らかにするどころか、むしろ、国内外の人々に絶望と悲哀を与えて、戦争状況を作り上げた国家は、その政治の敗北に対して、最後の最後まで、どうして人々の生活を戦争へと帰結してしまったのか。なぜ戦争が引き起こされなければならなかったのか。そういうことを問うていく政治的責任がある。それが政治を戦争へと帰結してしまった国家のとるべき方向である。

それは具体的には、神權天皇制国家体制の下で、あたかも八紘一宇の精神



真宗と平和

を具現化するかのように台湾・朝鮮半島を植民地支配し、中国大陆を侵略し、南洋諸島を武力でもって制圧し、世界制覇を夢みた、その霸権主義をこそ慚愧することである。そして、その日本の霸権主義を支えてきた天皇主義を清算していくことが戦後日本の根本的課題であったのである。ここで言う天皇主義とは、一個相対有限な存在である人間を現人神として絶対化する思想と生活をいい、具体的には、日本国を皇國（すめらみくに）として、またそこに生きる者を皇國の民（赤子）として絶対化するイデオロギーである。その「我と我が世界」を絶対化する自己絶対化思想を問うことが戦後日本の再生を課した宿題であった。

その意味では、50有余年前の日本の敗戦は、そういう「我と我が世界」を無批判に絶対化する日本人の生き方を根本から問う契機となつたはずであった。しかし、それにも関わらず、そういう自己絶対化、つまり、私のいう天皇主義は、無数の戦争犠牲者を生み出しながらも崩壊することもなく、戦後日本においては、天皇主義は象徴天皇制として温存されて、侵略戦争に対する政治的責任を問われないまま、平和を象徴する国家の精神として復権を果たしている。

しかし、果たして、天皇制は平和の象徴として存在することができるのかと言えば、かって、部落解放運動の指導者であった松本治一郎がいみじくも「貴族あるが故に、賤族あり」と差別の構造を明確に言ったように、それはある種の選民思想として差別的構造そのものである。人間存在に上下関係を認める差別的構造である。それは古代天皇制国家体制が「まつろわぬもの」を平定して作り上げられてきたように、近代天皇制国家もまた、北は北海道から南は沖縄と日本列島を侵略支配する中から、台湾、朝鮮半島、中国大陆へと、その野望を広げていったように、天皇は「まつろわぬ」ものを侵略支配する政治の象徴として存在していた。決して平和を象徴するものではない。

真宗と平和

国内外の民衆に豊かさと安らぎを与えるどころか、死と涙を与えてきた。そういう天皇主義の象徴としての宗教施設が靖国神社である。元来、靖国神社は、多くの識者の研究によって明らかにされているように、1869年（明治2）に戊辰戦争で戦死した官軍兵士を祀るために建てられた東京招魂社から始まるもので、それは招魂の思想に基づく招魂祭と招魂場を起源とするものである。その後、この東京招魂社は、1877年（明治10）の西南戦争での政府軍の戦死者の増加を機に、神社の形式を整えて1879年（明治12）に靖国神社と改称して、別格官幣社に列格された。

この改称と列格によって、国家のために戦死した者は、天皇制国家体制の守護神として祭祀するという靖国神社の基本的な立場が確立されることとなった。このような招魂の思想を背景にして創建された靖国神社の特徴を村上重良は、「自派の犠牲者のみを手あつく弔祭して、その死を讃える点にあり、反対派の死者は一顧だにされず、未来永劫にわたって敵として追及される。こうして招魂祭は、そのまま自派の活動家たちを死に赴かせる教育の場としての役割を果たすことになった。招魂の思想は、ヒューマニズムや宗教に発する人間尊重の観念を、出発点において拒否する、流血の非常時が生んだ思想であり、普遍性をもつべくもない自己集団絶対化の主張であったといえよう」と、明確に靖国神社の性格を指摘している。

更には、その靖国神社が、官軍兵士のための慰靈鎮魂の招魂場として、徹底して天皇制国家体制に殉じた者の死を崇める場所として機能することによって、「天皇にすべてを収斂する近代天皇制国家の理念を体現する新神社として、国家神道の支柱に仕立てられることになった」¹⁹⁾ものである。しかも、この神社で神として祀られる者は、すでに行われた戦争で戦死した者を祀るだけではなく、これから起きる戦争に際して、国のために、天皇のために死んでいく者も射程に入れて、日本国の行う戦争、つまり、それは政治の貧困と敗北から起きた戦争を「聖戦」とし、「偉業」として賛美し、正当化し、その

真宗と平和

戦争で死んだ者を「英靈」とし、子々孫々にわたるまで讃えて顕彰する神社である。

当然のように、そこで祀られる「英靈」としての「守護神」は増えることはあっても、減ることはない。まさしく戦争の、戦争による、戦争のための宗教的施設なのである。更に、靖国神社の存在を決定的に性格づける事実は、この神社は、当時の神社仏閣が内務省の管轄であったのに対して、「1887年¹⁹⁾（明治20）からは陸・海軍省の管轄となり、常務は陸軍省総務局が担当」する神社であるということである。つまり、靖国神社は、戦死者を英靈として祀ることにおいて、戦死は後世に亘って讃美され顕彰される「死」であると、国のために天皇のために「死」んでいくことの尊さ、立派さを人々に納得させる宗教的な軍事施設なのである。

(9)

そういう靖国神社に、戦争放棄を誓った日本国憲法をいただく日本国代表の内閣総理大臣が、その肩書きのまま、その意味で、日本国を代表して1985年8月15日に戦後始めて、靖国神社に公式参拝をしたのが中曾根康弘首相（当時）である。それは戦後40年という節目の時期に、「戦後政治の総決算」として行われたものである。それにしても国内外の批判も無視してなぜ中曾根元首相は「靖国参拝」をしなければならなかったのか。この問題は、今回、はっきりと「靖国参拝」を明言し、事実、8月13日に実行した小泉首相の問題でもある。小泉首相は5月17日に中国が首相の靖国神社参拝中止を求めたことについて「(対応に) 変わりはない。戦没者への慰靈の気持ちでお参り²⁰⁾するのは世界共通のことじゃないか」と記者団に語り、参拝を中止することがないことを強調した。

小泉首相がいうように、内閣総理大臣が、靖国神社に参拝するということ

真宗と平和

は、単なる「戦没者の慰靈の気持ち」とか、「戦没者に心からの感謝で参拝したい（5月10日衆議院本会議）」²¹⁾というようなことではない。たとえ、そういう素朴な感謝の思いで参拝したとしても、靖国神社に参拝することの構造は、参拝するものの主観的な思いを超えて、侵略戦争を聖戦として偉業とする思想に対して宗教的に認可を与える行動となっていくことなのである。

それは戦死者の遺族が、それこそ、全く非政治的に、戦死した肉親の存在に思いを馳せて、そこで肉親を失った悲しみを癒すために参拝したとしても、そういう遺族の素朴な人間的感情、あるいは宗教感情を根こそぎ、戦争を讃美し正当化する思想に転換していくものが、「靖国参拝」の構造なのである。だからこそ、小泉首相のいうようなただ戦死者に感謝をするというような参拝は成り立たないのである。感謝をすることがそのまま侵略戦争を正当化することとなるだけである。小泉首相が戦死者にできうる態度があるとすれば、尊いいのちを国家のために奪われていった人々に、明確に謝罪し、二度と再び戦争の起こらない政治を誓うことである。

しかし、小泉首相は「戦没者に心からの感謝」を捧げるために参拝するという、それはなぜか。その問い合わせを解くカギは、戦後最初に公式参拝をした中曾根康弘元首相の発言にある。中曾根元首相は、公式参拝に先立つ1985年7月27日に行われた軽井沢の自民党セミナーにおいて、「國に殉じた人を國民が感謝するのは当然のこと、さもなくばだれが國に命をささげるか」と発言した。この発言の思想的な意味は、これは既に終わってしまった過去の戦争について、そこで戦死した人々を祀るために靖国神社が必要だと言っているだけではなく、むしろ、靖国神社が国家で護持され祭祀されていかなければならぬのは、これから戦争のためであるとする発言なのである。

九六

その意味で、この中曾根元首相の発言は、いまもなお靖国神社を必要とする人たちの真意を余すことなく伝えている。それは小泉首相の「靖国参拝」においても例外ではない。小泉首相がどんなに参拝行為を情緒的に訴えても、

真宗と平和

その根底に流れる思想は、「これから戦争を予定した」中曾根元首相と同根のものである。そういう戦争を前提とするような靖国神社に、いみじくも戦争放棄を前文に掲げた憲法を持つ日本の国を代表する内閣総理大臣が、堂々と参拝することは、どう解釈しても、明治以来の日本国アシア侵略の歴史を無反省に承認すること以外の表現ではあり得ない。

それにも関わらず、小泉首相自身は、国会答弁のなかで、「戦争を二度と起こしてはいけないという気持ちと、家族や国のことを使って戦争に行かざるをえなかった人への敬意を込め、総理として参拝する。批判があろうと、日本人として自然なこと。宗教とは関係ない」といい切り、なぜこういう気持ちで行う「靖国参拝」が理解されないのか分からないと、世論の危惧を一蹴するばかりである。しかし、それは政治家のいう言葉ではない。まして、一国の政治を代表する総理大臣のいう言葉ではない。家族を思い、国を思い出兵せざるを得なかった人々を生み出した政治的責任をこそ政治家として、一国の総理大臣として心に刻んで、懺悔し、謝罪し、それこそ「戦争を二度と起こしてはいけないという気持ち」を政治的に表現するべきである。断じて「靖国参拝」が小泉首相のとるべき政治的立場ではないはずである。

しかし、小泉首相は2001年8月13日に内外の批判に曝されながらも、現職の内閣総理大臣として靖国神社に参拝した。小泉首相は参拝後の談話で、「先の大戦で、アシア近隣諸国に対しては、誤った国策にもとづく植民地支配と侵略を行い、計り知れぬ惨害と苦痛を強いた。二度と戦争への道を歩むことがあってはならない」と、いうなれば、明確な歴史認識を示した。その歴史認識がまことに、小泉首相自身の衷心から出てきた歴史認識であるのならば、小泉首相が戦死者にできうる態度があるとすれば、何度でも確認するが、「慰靈」と「感謝」ではなくて、戦死者への「懺悔」と「謝罪」である。二度と再び戦争を讃美したり、起こすことのない政治行動である。

それはかつて西ドイツのヴァイツゼッカー大統領が、「荒れ野の40年」と

真宗と平和

いうテーマで、当時の西ドイツ連邦議会で、ドイツの敗戦記念日である1985年5月8日に、「われわれにとっての5月8日とは、何よりもまず人々が嘗めた辛酸を心に刻む日であり、同時にわれわれの歴史の歩みに思いをこらす日でもあります²⁴⁾」と追悼演説を行って、ドイツの誤った国策によって殺されていった人々に「慚愧」と「謝罪」をしたような全戦争犠牲者に対する態度でなければならない。

(10)

先に確認したように、靖国神社に関わる多くの訴訟は何を問うたのかと言えば、それは憲法に違反し逸脱する行為を問うたのであり、憲法違反を糾すことにおいて、その実、戦争を賛美し正当化していく私たちの国家観を、人間観を問うたのである。それは言葉を換えて言えば、「我と我が世界」を無批判に絶対化する精神が問われたのである。その精神が、実体として歴史化されたものが神権天皇制国家であり、イデオロギーとして言えば天皇主義である。それが内に向かう時は、ハンセン病に対しては、絶対隔離政策となり、優生思想をふりかざして、民族浄化を声だかに叫んで、自分たちにとって都合の悪い存在を差別し排除することとなる。また、それが外に向かう時は、「日韓併合」に見られる植民地主義となり、中国大陸への侵略戦争となる。

そのような「我と我が世界」を絶対化することによって、「われもひとも」共に生きることのできる世界を見失い、その結果、世界からの信頼も友情も生み出すこともできないまま、自己中心的に孤立することとなる。そういう国家観を代表的に象徴するものが靖国神社であろう。しかし、靖国神社はそれを代表的に象徴するものであって、ひとり、靖国神社だけがそうであるのではない。西山短期大学の菱木政晴は、『解放の宗教へ』で、国家神道の定義を「国家神道とは、いわゆる「神道」を含むさまざまな要素を素材として、

真宗と平和

一定の政治的目的に沿うように、1860年代以降に人為的に合成された宗教である²⁵⁾と明らかにしている。この菱木政晴の国家神道の定義によって、いわゆる靖国神社ばかりではなく、日本国の戦争行為を正義として、その戦争に参加することは崇高的な行為であり、偉業であるから、そこでの戦死は聖戦上の死であるとして神として崇められる、あるいは仏として讃えられることとなると喧伝する全ての宗教、イデオロギーに、国家神道形成の責任を指摘することができることとなった。

その意味では、仏教もまた戦争を賛美し正当化してきた歴史を持つかぎり、国家神道の一翼を担った宗教として、その責を負うものであることはいうまでもない。確かに、例えば、筆者の所属する真宗大谷派は、明治以降の近代天皇制国家体制に、自らの教団を重ねていくために「真俗二諦論」という現実肯定の教義さえも作り上げて、神権天皇制国家体制を支持、容認、加担してきた教団である。文字通り、台湾・朝鮮半島の植民地支配政策、あるいは中国大陸への侵略戦争に率先して加担していった。

そういう歴史と現実を持つ真宗大谷派教団の戦争責任を考えるならば、真宗門徒の果たさなければならない課題とは、二度と再び侵略主義的な国家の意志に迎合して、国家を絶対化する愚をおかしてはならないということである。それはまさしく戦争で殺されていった二千万ともいわれるアジア太平洋地域の戦争犠牲者、あるいは心ならずも国家の力によって殉死させられていった戦死者の、それこそ、声なき声を、地獄・餓鬼・畜生のない国にうまれさせんとする阿弥陀の本願に聞き取り、それら非戦平和の願いに立ち上がって、南無阿弥陀仏と念佛申して生きていくことであろう。

九三　それは歴史修正主義者のように日本の負の歴史を書き換えて、誇りうる日本を演じることではない。天皇主義という、いわば、自己中心主義的に「我と我が世界」を絶対化して、アジア侵略を讃美し正当化する国家観から脱却して、「我も他人（ひと）も」共に救われていく、普遍主義的な世界観をど

真宗と平和

こまでも追及していくことでなければならない。それは侵略戦争を聖戦とし、偉業と讃える靖国神社に参拝することではなく、むしろ、世界に向かって神権天皇制国家の侵略政策の過ちを慙愧（ざんぎ）し、謝罪し続け、戦争放棄の日本国憲法の精神を掲げて、「國豊民安 兵戈無用」の世界を生きることである。そういう私たちの生き方だけが、戦争でいのち奪われた無数の人々の無念の憶いに応えていくことになるであろう。

註

- 1) 2000年5月27日・朝日新聞の一面を飾ったニュースである。このニュースの冒頭は「首相陳謝、撤回はせず」であり、この発言を解説して、同朝日新聞は「誤解を与えた点は謝っても「間違った」とは認めない。それは今回の発言が、森喜郎首相の政治信条の「地金」であり、体質に根差しているからとしか思えない。」と、森前首相の政治的体質を問題にしている。
- 2) 安丸良夫著『神々の明治維新』・岩波新書142頁。このような明治政府の宗教動員について「あらたに樹立されていった神々の体系は、水戸学や後期国学に由来する国体神学がつくりだしたもので、明治以前の大部分の日本人にとっては、思いもかけないような性格のものだった。伊勢信仰でさえ、江戸時代のそれは農業神としての外宮に重点があり、天照大神信仰も、民衆の次元では、皇祖神崇拜としてのそれではなかった」(8頁)と、天皇の神権性を強調して近代民族国家形成のために、全ての宗教が動員されていく事情が注意されている。
- 3) 小学館文庫『靖国神社をどう考えるか—公式参拝の是非をめぐって—』に付録として添付された「靖国神社境内案内」によれば、今日の靖国神社には白い鳩が群れ飛び、あたかも平和のイメージが醸し出されているようであるが、その同じ境内には、各種兵器が陳列され、遊就館という名の戦争博物館がある。このアンバランスに靖国神社の本音と建前が見え隠れしている。
- 4) 昭和61年版『六法全書』日本国憲法・大日本帝国憲法39頁・47頁
- 5) 2001年9月11日にアメリカのニューヨークで世界貿易センタービルとアメリカの国防総省ペントAGONがハイジャックされた飛行機に攻撃された、いわゆる同時多発テロに対して、アメリカが犯人と目されるオサマ・ビンラディン、アルカイダ、それらを支えているタリバンを攻撃するためにアフガニスタンにアメリカ軍を派兵したことに応えて、後方支援するためテロ特別措置法がつくられた。

真宗と平和

- 6) 世親著『無量寿經優婆提舍願生偈（浄土論）』・真宗聖教全書1—269頁に、世親の帰敬の言葉として記されたものである。
- 7) 村上重良著『慰靈と招魂—靖国の思想—』・岩波新書207頁参照。
- 8) 大江志乃夫著『靖国神社』岩波新書・137頁
- 9) このような歴史を証明するものとして、いま一例を挙げれば、「癩隔離」政策強化期における国立長島愛生園事務官四谷義行の「癩予防運動の進歩」と題された論文の末尾が注目される。この論文は1931（昭和6）年に書かれている。まさしく日本が泥沼の日中戦争に入り込む時期である。事務官四谷義行は「日本國より癩を駆逐することは、日本國民の各人に課せられたる最大の義務である。國民よ目醒めよ！ 而して我が癩予防運動に参加せよ！ 斯くて日本民族浄化の時が、一日も速やかに来らむことを期せよ。」と、強制隔離による「癩撲滅」を民族浄化の名で掲げている。資料は真宗大谷派ハンセン病に関する懇談会編の『ハンセン病と真宗』（93頁）による。
- 10) 2001年5月10日・朝日新聞
- 11) 2001年5月11日・朝日新聞
- 12) 2001年5月9日・毎日新聞
- 13) 2001年5月17日・朝日新聞
- 14) 1999年4月1日に「らい予防廃止法」によって「らい予防法」は廃止されたが、その後、國家の公式の謝罪と賠償を求めて、1998年7月31日熊本地裁、更に翌年1999年3月26日東京地裁、続いて1999年9月27日岡山地裁に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟」が提起された。
- 15) 『愛媛玉串料違憲訴訟記録集』396頁
- 16) 『遺族の声とどく—京都大阪靖国訴訟証言集』9頁
- 17) 以上の各地方で提訴された靖国違憲訴訟の記述は、既刊の加地伸行・新田均・三浦永光・尾畠文正共著『靖国神社をどう考えるか—公式参拝の是非をめぐって—』小学館文庫に掲載した尾畠文正の執筆部分のものと一部重複している。
- 18) 『大無量寿經』・真宗聖教全書1—41頁
- 19) 村上重良著『靖国神社』岩波ブックレット
- 20) 2001年5月17日・毎日新聞
- 21) 2001年5月11日・朝日新聞
- 22) 1985年7月27日に自民党の軽井沢セミナーでの発言。
- 九
一 23) 2001年8月14日・朝日新聞
- 24) 岩波ブックレット『荒れ野の40年』8頁
- 25) 菅木政晴著『解放の宗教へ』（緑風出版）157頁